

令和 年 月 日

様

農林水産省  
北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

## 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」 における特定事業者要件の確認について

平素より3R(リデュース、リユース、リサイクル)行政に御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、貴社が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく「特定事業者」としての要件を満たす可能性があることから、御連絡をいたしました。

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の排出を抑制し、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じ、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律で、容器包装を利用して商品を販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者は、再商品化の義務がありますので、法令違反、コンプライアンス違反に御注意ください。

つきましては、同封の『容器包装リサイクルの手引き』を御確認いただき、『「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく「特定事業者」要件の確認調査票』を記載の上、返信用封筒または電子メールにて 月 日までに、農林水産省北陸農政局に御返信をお願いいたします。

電子メールで御返信される場合には(北陸農政局HP容器包装リサイクル掲載ページ)[https://www.maff.go.jp/hokuriku/food/shokuhin\\_youki/index.html](https://www.maff.go.jp/hokuriku/food/shokuhin_youki/index.html)から Excel ファイルをダウンロードし、[your\\_i\\_hokuriku@maff.go.jp](mailto:your_i_hokuriku@maff.go.jp)宛てに御返信ください。

回答期限を過ぎても御連絡がない場合は、電話や訪問により確認をする場合があります。

御不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡をお願いいたします。

なお、御記載いただいた情報は、容器包装リサイクル法の適切な執行のために活用することとし、本目的以外で使用することはありません。

### 【容器包装リサイクル法に関する問い合わせ先】

農林水産省北陸農政局経営・事業支援部食品企業課  
容器包装リサイクル担当：室谷、岩田、五十嵐  
〒920-8566 金沢市広坂 2-2-60  
電話番号：076-232-4149  
メールアドレス：your\_i\_hokuriku@maff.go.jp